

京都市消防局告示第1号

平成4年9月1日京都市消防局告示第5号（京都市火災予防条例第54条の4の規定に基づく喫煙等の制限区域の指定）の一部を次のように改正します。

平成16年9月17日

京都市消防局長 森澤 正一

喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域の表中

「

右京区花園妙心寺町 大雄院	境内全域
	客殿及び書院の内部（指定喫煙所を除く。）

」

を

「

右京区花園妙心寺町 大雄院	境内全域
	客殿及び書院の内部（指定喫煙所を除く。）
右京区花園妙心寺町 大心院	境内全域
	本堂及び書院の内部（指定喫煙所を除く。）

」

に、

「

西京区桂久方町 極楽寺	境内全域
-------------	------

」

を

「

西京区桂久方町 極楽寺	境内全域
西京区松室山添町 月読神社	境内の石垣及び土塀に囲まれた区域

」

に改めます。

（消防局予防部予防課）